

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の平成30年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 0.99 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 23.50 億円

(単位:千円)

事業名		平成30年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	90,929	3,478	0	2,368	5,967	79,116
	障害者福祉事業	443,085	308,567	0	6,401	8,984	119,133
	児童福祉事業	646,231	428,378	0	48,367	11,884	157,602
	母子福祉事業	47,681	16,060	0	6	2,218	29,397
	小 計	1,227,926	756,483	0	57,142	29,053	385,248
社会保険	国民健康保険事業	170,539	78,278	0	0	6,470	85,791
	後期高齢者医療事業	215,487	34,697	0	0	12,678	168,112
	介護保険事業	266,854	3,161	0	0	18,491	245,202
	小 計	652,880	116,136	0	0	37,639	499,105
保健衛生	疾病予防対策事業	73,208	2,139	0	1,561	4,874	64,634
	病院事業	395,494	0	0	0	27,734	367,760
	小 計	468,702	2,139	0	1,561	32,608	432,394
合 計		2,349,508	874,758	0	58,703	99,300	1,316,747